

北海道女性の活躍応援ネットワーク設置要綱

第1 目的

北海道では、地域や職場、家庭など様々な場面で、すべての女性が多様な選択のもとに、生き生きと活躍し、個性や能力が十分に発揮される社会をめざしている。

このため、「女性活躍を応援する」気持ちに共感する方々との繋がりを構築し、全道に応援の輪を広げることを目的に「北海道女性の活躍応援ネットワーク」（以下「女性応援ネット」という。）を設置する。

第2 活動内容

女性応援ネットは、前項の目的を達成するため、女性活躍推進に関する次の活動を行う。

- (1) ロゴマーク活用による応援の気持ちの表明
- (2) 情報発信及び情報共有
- (3) 情報交換や意見交換の場の提供
- (4) 啓発
- (5) 連携・協働した取組
- (6) その他、必要な活動

第3 組織

- (1) 女性応援ネットは、女性活躍を応援する気持ちを有する者で構成する。
- (2) 女性応援ネットの会員は、必要に応じ追加・変更することができることとし、その手続きは別に定める。
- (3) 代表は、北海道環境生活部長とし、女性応援ネットを総括する。

第4 事務局

- (1) 女性応援ネットの事務局は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室に置く。
- (2) 事務局は、女性応援ネットの運営に係る庶務及び調整を行う。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、女性応援ネットの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は令和2年3月30日から施行する。